資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十五年五月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月十二日

掲載頁　四十八頁（号外第一二二号）

平成二十五年六月十九日

北海道網走市字潮見二八二番地二二

株式会社北工建設

代表取締役　山本　信幸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千三百九十七万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月十一日

掲載頁　四十七頁（号外第一二〇号）

平成二十五年六月十九日

東京都港区芝三丁目四三番一五号

日本オプロ株式会社

代表取締役　里見　一典

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年七月四日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年七月二十二日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年六月十九日

札幌市中央区北九条西一五丁目二八番地一

九六　株式会社ジェネティックラボ

代表取締役　髙田　紘一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年七月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年六月十九日

北海道苫小牧市表町五丁目七番一号

株式会社苫小牧ニューステーションホテル

代表取締役　松﨑　充宏

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年七月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年六月十九日

東京都新宿区大久保二丁目四番一五号

株式会社オルター・トレード・ジャパン

代表取締役　上田　誠

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年七月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年六月十九日

大阪市浪速区稲荷一―八―二九

株式会社富士珈機

代表取締役　福島　達男

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年七月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年六月十九日

大阪市西淀川区姫島五丁目一二番二〇号

株式会社野村鍍金

代表取締役　野村　修平

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年七月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年六月十九日

神戸市兵庫区中之島一丁目一番一号

神果神戸青果株式会社

代表取締役　廣瀬　正行

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年六月十九日

愛媛県松山市西垣生町一七四〇番地五

愛媛プレカット株式会社

代表取締役　鶴居美香子

限定承認公告

本籍東京都渋谷区上原一丁目一三二五番地、最後の住所千葉県船橋市夏見六丁目二〇番四号

被相続人　亡　髙橋　亨

右被相続人は平成二十五年四月三十日死亡し、その相続人は平成二十五年六月五日千葉家庭裁判所市川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十九日

千葉県船橋市北本町二丁目八番二二号

限定承認者　髙橋　清一

限定承認公告

本籍東京都杉並区高井戸東一丁目一番、最後の住所三重県伊勢市浦口四丁目二五番一七号

被相続人　亡　築山　雅明

右被相続人は平成二十五年三月八日（推定）死亡し、その相続人は平成二十五年六月五日津家庭裁判所伊勢支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十九日

東京都千代田区丸の内二丁目二番二号丸の内三井ビル一〇階一〇〇五号室

相続財産管理人小林愛

代理人弁護士　野尻　裕一

限定承認公告

本籍東京都葛飾区立石一丁目六一三番地、最後の住所埼玉県川越市清水町七番地一八

被相続人　亡　清田　悦弘

右被相続人は平成二十四年九月十九日死亡し、その相続人は平成二十五年六月三日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十九日

東京都江戸川区篠崎町二丁目三番二三号橘ビル五〇一

限定承認者　小宮　裕子

限定承認公告

本籍東京都文京区小石川三丁目一〇九番地、最後の住所東京都文京区小石川三丁目一五番五号

被相続人　亡　中原　祥雄

右被相続人は平成二十四年十一月二十日死亡し、その相続人は平成二十五年六月十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十九日

東京都文京区小石川三丁目一五番五号

限定承認者　中原　雅子

限定承認公告

本籍奈良県葛城市太田五二六番地一、最後の住所大阪市阿倍野区阪南町一丁目一一番二七号

被相続人　亡　吉川　秀樹

右被相続人は平成二十四年六月十日死亡し、その相続人は平成二十五年六月五日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十九日

大阪市阿倍野区阪南町三丁目一二番一三号

限定承認者　川瀬　博子

神戸市中央区江戸町九八番地一　東町・江戸町ビル五階

右代理人弁護士　石橋　伸子

限定承認公告

本籍福岡県柳川市古賀二番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　古賀　謙作

右被相続人は平成二十五年三月十六日死亡し、その相続人は平成二十五年六月七日福岡家庭裁判所柳川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十九日

福岡県柳川市三橋町今古賀四三番地一ＭＫビル二階三島法律事務所

相続財産管理人古賀小代美

代理人弁護士　三島　正寛